

令和 6 年11月定例会

防災減災・県土強靱化対策特別委員会会議録

令和 6 年12月 6 日

場 所 第3委員会室

令和6年12月6日（金曜日）

委員外議員（なし）

午前9時58分開会

説明のため出席した者

会議に付した案件

○概要説明

県土整備部

1. 避難行動の変容につながる取組（県管理道路）について

警察本部

1. 避難行動の変容につながる取組（交通管理者）について

商工観光労働部

1. 外国人の避難に関する支援について

教育委員会

1. 児童生徒の避難行動の変容に係る取組について

○協議事項

1. 提言について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（9人）

委 員 長	佐 藤 雅 洋
委 員	丸 山 裕次郎
委 員	山 下 寿
委 員	川 添 博
委 員	山 内 いとく
委 員	黒 岩 保 雄
委 員	重 松 幸次郎
委 員	今 村 光 雄
委 員	山 内 佳菜子

欠席委員（2人）

副 委 員 長	齊 藤 了 介
委 員	坂 口 博 美

県土整備部

県土整備部次長
（総括）

井 上 大 輔

県土整備部次長
（道路・河川・港湾担当）

松 山 英 雄

管 理 課 長

鬼 塚 保 行

技 術 企 画 課 長

植 村 幸 治

道 路 建 設 課 長

田 中 智 也

道 路 保 全 課 長

椎 葉 倫 男

警察本部

警 備 部 長

湯 浅 晴 之

総 務 課 長

田 中 宏 光

交 通 規 制 課 長

阪 本 哲 司

警 備 第 二 課 長

甲 斐 淳 一

商工観光労働部

商工観光労働部長

川 北 正 文

商工観光労働部次長

柏 田 学

観光経済交流局長

佐 野 晃 浩

部参事兼商工政策課長

塩 田 康 一

雇用労働政策課長

湯 浅 聡

観 光 推 進 課 長

北 薊 武 彦

国際・経済交流課長

児 玉 利 文

教育委員会

教 育 長

黒 木 淳一郎

副 教 育 長

大 東 収

教 育 次 長
（教育政策担当）

吉 玉 拓

教 育 次 長
（教育振興担当）

北 林 克 彦

教 育 政 策 課 長

佐 藤 雅 宏

人権同和教育課長

川 越 政 紀

事務局職員出席者

政策調査課主幹 野 中 啓 史
政策調査課主任主事 唐 崎 吉 彦

○佐藤委員長 それでは、ただいまから防災減災・県土強靱化対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります、お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

3、概要説明として、執行部から説明をいただきますが、複数部局をお呼びしておりますので、入れ替えを行いながら説明を受けることとなります。

5月の閉会中及び9月定例会の特別委員会において、危機管理局から県民の防災力の向上に係る取組など、大きな枠組みについて説明を受けましたので、今回は、関係部局から分野を絞った上で、正しい避難行動を促すための取組について説明を受けることとしております。

また、時間等の都合もありますので、関係課を限定するなど、出席者の調整をさせていただきましたので、質疑の際は御留意いただきますようお願いをいたします。

まずは、県土整備部と警察本部に合同で出席をいただき、道路管理者と交通管理者の立場から、道路利用者の避難行動、地震と津波に特化した取組について説明を受けることとしておりますが、県土整備部長と警察本部長の出席は求めていますので、御承知いただければと存じます。

次に、商工観光労働部に出席をいただき、外国人の避難に関する支援について説明を受けることとしております。

最後に、教育委員会に出席をいただき、児童生徒の避難行動に対する取組について説明を受けることとしております。

その後、執行部が退室しましたら、4、協議事項において、年度末に取りまとめる報告書の内容について御協議をいただきたいと存じます。

このように取り進めていく予定ですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○佐藤委員長 皆さんおはようございます。委員会を再開いたします。

本日は、県土整備部と警察本部に合同で出席をいただきました。執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の配席表で代えさせていただきます。

それでは、まず県土整備部からの説明をお願いいたします。

○井上県土整備部次長（総括） 県土整備部総括次長の井上でございます。本日は、津波警報発令時等におけます道路利用者の避難行動の変容につながる取組につきまして、道路管理者及び交通管理者からお手元の資料により説明をさせていただきます。

まずは、道路管理者の取組を県土整備部から説明をさせていただきます。詳細は担当課長から説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○椎葉道路保全課長 道路保全課でございます。県管理道路における道路管理者の取組について御説明いたします。

道路管理者の取組としましては、Jアラートと連動した津波情報板の設置や、道路の標高標

示を行っております。

3ページを御覧ください。

Jアラートと連動した津波情報板につきましては、大津波警報や津波警報などが発令された際、Jアラートで受信した情報を、瞬時に道路利用者へ提供することにより、津波浸水想定区域内へ向かう車両の進入を抑制し、区域内から迅速な避難につなげることで、道路利用者の被害軽減を図ることを目的として設置しております。

津波情報板への表示は自動化されているため、職員等による作業が不要であり、迅速かつ的確な情報提供が可能となっております。

設置箇所としましては、車両の進入を抑制するために、津波浸水想定区域周辺に31基設置しております。

右側に写真を載せていますとおり、津波警報等発令時には、上段にある津波情報板に、下段の津波警報発令中などの情報が表示されます。

また、津波警報等が発令された際には、説明しました津波情報板と併せまして、県内各地に118か所設置されている道路情報板におきましても、一斉に表示を行い、速やかに道路利用者に情報提供することとしております。

4ページから5ページにかけては、設置箇所の位置図を掲載しております。4ページが県北側、延岡市から新富町までの位置図になります。北から延岡土木管内5か所、日向土木管内5か所、高鍋土木管内7か所設置しております。

次に、5ページが県南側です。宮崎市から串間市までの位置図になります。宮崎土木管内9か所、日南土木管内3か所、串間土木管内2か所の合計31か所設置しております。

6ページを御覧ください。

道路の標高標示につきましては、防災意識の

向上と津波発生時の速やかな避難を促し、平常時の事前防災対策や、避難時の目安として活用することを目的として設置しております。

標高標示は、県管理沿岸道路の標高17メートル以下の区間において、右側の写真にありますように、路線番号標識等におおむね2キロメートル間隔で、628か所設置しております。

道路保全課の説明は以上であります。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

次に、警察本部からの説明をお願いいたします。

○湯浅警察本部警備部長 警察本部警備部長の湯浅でございます。続きまして、交通管理者の取組を警察本部から説明させていただきます。

詳細は、担当課長から説明させます。よろしく申し上げます。

○阪本交通規制課長 警察本部交通規制課長の阪本です。よろしくお願いいたします。

資料の7ページを御覧ください。

私からは、交通管理者による取組の1点目と2点目について御説明いたします。

1点目は、住民への避難呼びかけについてです。

津波警報等が発令された場合、警察官は自身の安全も確保しながら、住民に対して警報が発令されたことや、安全な場所への避難を呼びかけます。

また、現場の状況に応じて、渋滞や混雑を解消するための交通整理や交通規制を行います。

本年8月8日午後4時42分に発生いたしました日向灘の地震の際には、避難を呼びかける広報や倒壊した家屋周辺の道路を通行禁止とする交通規制を実施しております。

また、地震の直後には、県内19か所の交差点を先頭とした路線で渋滞が発生し、全ての渋滞

が解消するまでに約4時間かかっております。

渋滞の方向などを分析しますと、沿岸方向からの渋滞だけではなく、全ての方向で交通量が増加し、渋滞が発生しております。

これは、帰宅の時間と重なったこともあると思いますが、量販店などでは、日用品の品切れも起きたと聞いておりますので、このような行動も交通量の増加につながり、渋滞が発生したものと考えております。

なお、警察本部の交通管制センターでは南海トラフ地震臨時情報の発表を受け、県内の主要な幹線道路24か所に設置しております交通情報板に、臨時情報が発表された旨の表示を行い、ドライバーへの注意喚起を実施いたしました。

2点目は、運転免許の更新時講習における広報についてです。

避難行動に関する広報や啓発活動の一環として、運転免許センターや警察署で実施する運転免許の更新の際の講習の受講者に対し、資料を配布して、災害発生時の対応要領などについての講話を行っております。

このような資料が配布されますが、この資料の「交通の方法に関する教則」という部分に、車を運転中に大地震が発生したときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止することや、引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

車を運転中以外の場合に大地震が発生したときは、津波から避難するためにやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないことなどが記載されております。

資料についての説明は以上であります。防災・減災に関して、交通管理者である警察とし

ては、災害に強い、道路環境の事前の整備も非常に重要と考えております。

その一つの具体例として、ラウンドアバウト——環状交差点と呼ばれる、円形の信号機のない交差点の整備が上げられます。

これは、信号機を設置しない交差点でありますので、大規模な地震が発生した際にも信号機の柱が倒壊するなどして道路を塞ぐこともなく、また停電が発生した際にも自立的に交通整理が機能することから、ラウンドアバウト（環状交差点）を整備することにより、災害発生時の円滑な避難や減災、災害からの早期復旧に非常に有効であると思われま

す。今後は、そのような観点から道路管理者と一緒にラウンドアバウト（環状交差点）については、研究をしてみたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

○甲斐警備第二課長 警察本部警備第二課長の甲斐です。よろしくお願いします。

8ページを御覧ください。

私からは、資料の3点目から6点目について説明いたします。

3点目は、巡回連絡時における個別の防災指導についてであります。

警察では、交番・駐在所の警察官が、担当する地域の家庭や事業所等を訪問しながら、犯罪の予防、交通事故の防止、困り事や意見、要望の聴取などの巡回連絡と呼ばれる活動を実施しております。

この際、地震発生時における避難方法として、津波から安全に避難する全般的な指導も行っております。

具体的には、避難場所、津波ハザードマップの教示や津波から安全に避難する心得といたしまして、地震後はすぐに避難、避難は遠くより

も高く、避難は徒歩で、テレビ・ラジオで正しい情報を、地域での協力が大切などの指導を行っております。

4点目は、各種集会における防災講話についてであります。

各地で実施されております高齢者の集会や職場における研修会、学生・児童の集会、居住外国人向けの研修会などに警察官が出向き、防災指導を実施しております。

その他、各種イベントにおける防災に関するチラシ、クリアファイル等の配布を実施し、地震発生時における避難方法の広報啓発も推進しております。

今後は、津波が予想される場合の避難行動などについて、特に、沿岸部居住の住民に対し、避難は徒歩が原則であることを継続的に広く周知してまいりたいと考えております。

9ページを御覧ください。

5点目は、徒歩避難における課題についてです。

災害対策基本法では、災害が発生した場合や発生する恐れがある場合には、自ら避難が困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保のため特に支援が必要となる者について、つまり徒歩避難が困難な者について、市町村が基礎資料として、避難行動要支援者名簿を作成しております。

この名簿については、災害の発生に備え、条例に特別の定めがある場合、または本人の同意が得られた場合には、警察にも名簿情報を提供するものとする定められております。

これらの避難行動要支援者については、徒歩以外の避難方法について事前の対策を実施する必要があると考えております。

10ページを御覧ください。

6番目は、避難行動要支援者への警察の対応についてであります。

現在、警察把握の避難行動要支援者については、2万8,389人であります。

津波警報等が発令された場合、徒歩避難が原則であります。実際には、高齢者や障がい者等徒歩避難が困難な住民も多数いらっしゃると思いますので、個別に対応する必要があると考えております。

市町村においては、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための個別避難計画を作成する努力義務があると承知しております。

警察でも、市町村から提供を受けた名簿に基づき、各警察署管内の避難行動要支援者の居住実態の把握に努めております。

把握した避難行動要支援者については、巡回連絡等において個別に訪問し、家族等を含めて、避難場所の確認や避難方法等について防災指導を実施しているところです。

また、高齢者の集会における防災講話におきましては、避難行動要支援者が適切に避難できるように指導を実施しているところであります。

私からの説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。

委員の皆様の意見、質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

○山内いっとく委員 今の要支援者名簿に関してなんですが、たしか県は4万人ぐらい把握しているという理解だったと思うんですが、警察の把握とのこの差は何なのかと。いつ時点でのこの2万8,389人なのか教えてください。

○甲斐警備第二課長 警察署に対しましては、先ほど説明しました3万人弱で、県のほうは4

万人強というふうには把握しております。

市町村によりましては、条例で実際に災害が発生する恐れが強い場合とか、災害が発生した後に情報提供という条例を作っているところもありますので、今の警察の把握しているところは3万人弱というふうには把握しているところがあります。

以上です。

○山内いっとく委員 あと、もう一つ、いつ時点でこの2万8,389人ということですか。

○甲斐警備第二課長 申し訳ありません。ちょっと確認いたします。お待ちください。

○佐藤委員長 その間に、ほかに関連で。

○山下委員 今市町村によって、その条例の避難行動要支援者の情報の開示、仕方が違うというような説明だったんですけど、そこは何とか統一をして、事前に情報をいただいておくと、なかなか支援ができないんじゃないかなと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○甲斐警備第二課長 この要支援者名簿の作成もとは、県の危機管理局になると思うんですけども、警察のほうで、共同で働きかけて、条例に基づく提出を早めにしていただきたいと考えております。しかしながら、個人情報が入っておりますので、その辺も勘案しまして、今後提出をいただくようにしていこうと考えております。

○今村委員 ちょっとまた別のほうでの何点か御質問させていただきたいんですけど、3ページのJアラートの津波情報板に関してなんですが、こちらは県民への周知というのはされているのでしょうか。

○椎葉道路保全課長 特に周知は行っておりません。

○今村委員 分かりました。あとこれは津波や

地震が起きると、停電とかも考えられるんですけど、停電時は表示はされるのでしょうか。

○椎葉道路保全課長 すみません。ちょっと確認させていただきます。

○今村委員 ありがとうございます。じゃあ別の、7ページのところですが、地震や津波があったときに交通情報板で周知されるということだったんですけど、どのような形でドライバーの方には周知されるのでしょうか。

○阪本交通規制課長 今回の地震の際の対応につきましては、「道路に異常がある場合は110番通報を」と、「通行注意」という文言で周知を図っております。

○今村委員 あと、ラジオ等とかでは、そういう発信等があったのでしょうか。ちょっとそこは分からないですか。

○阪本交通規制課長 交通情報センターで、定時的にラジオを流しておりますが、その当日、この交通管制センターに詰めて対応いたしました私の記憶によりますと、*対応する時間帯がもう終わっていたと思われます。

以上です。

○今村委員 ありがとうございます。

あと1点教えていただきたいんですけど、環状交差点ですか、円形の交差点ということで話がございましたが、これは現段階でどれぐらい整備されていますか。また、その整備に当たって、なかなか整備できる場所って限られてくると思うんですけど、そういったところというのはどういった場所だったら整備できるのか、事例があれば教えていただきたいと思います。

○阪本交通規制課長 ラウンドアバウト（環状交差点）については、現在の整備状況につきましては、県内は1か所です。

※12ページに訂正発言あり

参考ですけれど、警察庁の発表した数字では、令和6年3月末現在、全国では161か所整備されております。また、整備できる場所ということですが、これは交通量が一番重要でありまして、交通量が多いと渋滞が発生しますので、おおむねですけれど、1日当たり1万台以下の交差点の通行量が妥当であるというふうに言われております。

以上です。

○椎葉道路保全課長 先ほど今村委員のほうから御質問がありました津波情報板の停電時ですけれども、バッテリーを積んでおりまして、どれくらい持つかというのは、ちょっと時間のほうが確認できなかったんですけれども、停電時にはバッテリーで対応するという事になっております。

○今村委員 すぐ表示されなくなるということではなくて、バッテリーで少しは表示されるということですね。

○椎葉道路保全課長 そのとおりでございます。

○今村委員 ありがとうございます。

○黒岩委員 3ページのこの津波情報板のところなんですけど、この設置場所の基準についてです。今ちょっと地図を見ますと、例えば日南市なんですけど、海岸線の国道がありません。これは国の管理のところではあるんですけれども。そういう設置の場所の選定でありますとか、国と県との役割、整合性とか、そういったところについてはどうなんでしょうか。

○椎葉道路保全課長 まず、設置場所についてでございます。県管理道路の浸水想定区域から外側で、かつ迂回路がある、迂回すれば想定区域内に入らないといった交差点付近に、外向き、想定区域の外に向けて今設置をしているところでございます。

国との調整は、ちょっと確認させていただきます。

○黒岩委員 特にこの串間市も県が管理されている国道とかあると思うんですけれども、そういったところにもあまり見受けられませんし、そこらあたりは国と調整していただいて、設置場所の精査といいますか、点検をまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

○椎葉道路保全課長 全ての県管理道路につけているわけではございませんで、主要なところと判断したところにつけております。

今後必要な箇所等がまたあれば、そこは検討していきたいと思っております。また、併せて国との調整もさせていただきたいと思っております。

○黒岩委員 よろしくお願ひします。

それと、8ページのところの、各集会における防災講話でありますとか、いろんな啓発事業のところなんですけど、これは地区には自主防災組織というのがあるんですけれども、そういったところとの連携はとれていらっしゃるんでしょうか。

○甲斐警備第二課長 当然、地区の防災組織とも連携しながら、必要に応じてこちらから協議等を行うとともに、情報共有を行っております。

○黒岩委員 そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。先ほどの避難行動要支援者のリストの問題にしても、今回この啓発にしても、危機管理局と十分な連携を取っていただいて、さらに活動の効率が高まるような、連携、取組をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○甲斐警備第二課長 承知いたしました。

先ほど山内いっとく委員からありました、いつ現在かということなんですけれども、今年の

4月1日現在ということです。よろしくお願いします。

○山内いっとく委員 市町村によっては、情報をもっていないということなんですけれど、市町村が毎年個別避難者の名簿を更新していくとなっていたと思うんですよね。

その中で更新の時期と、その県が把握されている時期、なるべく更新が終わった後にそれぞれ上げてもらうようにしたほうがいいのかなと。

例えば、都城は多分8月ぐらいに送付して把握をされているんですけれど、その結果が出るのがちょっといつなのかこっちは分かりませんが、そんなに数か月もかからないはずなので、8月にとっていけばですよ。

そういった各市町村が更新したタイミングで、上げてもらうようにしていかないと、いざというときに対応できないんじゃないかなと思いますので、そのあたり検討をお願いしたいなと思ったところです。

○甲斐警備第二課長 各市町村と連携取りながら、新しい情報の共有と提供をいただこうと思います。

○山内佳菜子委員 7ページ目についてなんですけれども、8月の地震の際、県内19か所の交差点で渋滞が発生して、全て解消するまで4時間程度かかったというお話なんですけれども、そういう渋滞が起きた場合は、誰が対応するのか。どのような対応をするのかを確認させてください。

○阪本交通規制課長 今回の津波に関する渋滞については、正直申し上げて対応できておりません。というのは先ほど説明しましたとおり、全方向の交通量が多くなりまして、私も先ほど管制センターに詰めていたと説明しましたが、

管制センターの大型モニターに、全ての渋滞箇所が、緑、赤、黄色と色で表示されまして、交差点の渋滞状況が全部真っかっかになるぐらいの交通量でした。

今回御説明しました19か所というのは、渋滞の定義の20キロ以下の1キロ以上発生した場所を拾っております。

そのほかにも、かなりの箇所で渋滞が発生したと思われますので、今回、各交差点の信号の対応についてはできておりません。

ただし、日常時は、交通管制センターのコンピュータが最適な交通量をさばけるように、流れができるようにということで、コンピュータのほうで適切に対応しております。

以上です。

○山内佳菜子委員 ということは、現場では無人で信号機のコントロールなどで対応されるというふうに受け止めたんですけれども、原則的にそういうふうな……。今後、例えばその現地に職員さんとか警察官の方が出向いてというようなことは、今後もなかなか難しいというような受け止めでよろしいでしょうか。

○阪本交通規制課長 地震の規模に応じると思うんですけれど、今回の場合は、すぐに異常の有無を確認しまして、信号機が正常に動いている状態でしたので、コンピュータによる自動的な制御で行っております。

ただし、信号機の倒壊が発生した場合は異なりますので、やはり交通量を整理しなければいけないので、その場合には警察官が現場で交通整理なり信号操作をするということになると思います。

以上です。

○山内佳菜子委員 よく分かりました。

今後の対策として、先ほどから取り上げられ

ている環状交差点について私も伺いたいんですが、現在の1か所がどちらにあるのかをお伺いしてよろしいですか。

○阪本交通規制課長 県内の1か所の場所につきましては、日向市駅の西側になりますけれど、駅前交差点に1か所設置してあります。

以上です。

○山内佳菜子委員 今後、災害に強い道路環境のために、検討しないといけないという御説明があったと思います。

今後、例えば市町村ですとか、津波の沿岸近くで、いつぐらいに、実験的にはないですけども、設置を検討するとか、そういう具体的な話になっているのでしょうか。

○阪本交通規制課長 ラウンドアバウトにつきましては、道路管理者が基本的には整備することになっておりまして、現時点ではどこで整備するという具体的な計画は進んでおりません。

○山内佳菜子委員 最後にしますが、南海トラフももういつ起きるかも分からないと言われていた状況で、そういう必要性を感じていらっしゃるのであれば、もう具体的な検討に入ってもいい段階ではないかと思いますので、ぜひ道路管理者との協議も具体的に進めていただきたいと思います。

○椎葉道路保全課長 ラウンドアバウトについてです。警察本部のほうから御説明のあったとおり、道路管理者と交通管理者で今研究しているところでございます。

ただ、先ほど説明があったとおり、交通量が多い道路では渋滞が発生しやすく、また信号処理をしないために、歩行者の安全がなかなか担保できない。それから歩行者が多いと、ラウンドアバウトに進入するとき、それからラウンドアバウトから出るとき、交差点から出るときに、

非常に出にくくなるという課題がございます。

九州内にも交通量の多い道路で採用している事例はございますので、メリット、デメリットを聞き取りしまして、導入に当たっては慎重に検討していきたいと思っております。

以上です。

○山内佳菜子委員 御説明ありがとうございます。よく分かりました。ただ導入すればいいということではないということもよく分かりましたので、今御説明あったように、メリット、デメリットをしっかりと見極めながら、検討いたしたいと思います。

以上です。

○山下委員 今災害ということになると、地震を想定した災害の準備が相当進んでいると思うんですけど、今年ありました、死者が2名出ました大雨ですね。大雨に対する対策が……。私は、今回の大雨でこれは大変だなと思ったのは、例えば川南なんですけれど、川南から日向までだと、通常で言いますと30～40分で片道行ける時間なんですけれど、この前の雨のときは4時間も5時間かかったというわけですよ。10号線を帰ってくるのに。

ということは、10号線がそれだけ水で通れなくなっている箇所があったということですよ。

ですから、そういう箇所の点検といいますか、調査等はこの前の大雨のときには何か出てきているのでしょうか。県内で国道10号線がどの場所とどの場所は時間100ミリの雨が降ったら通れなくなるよというような、排水の状況が悪いところの把握ができているのだろうかと思って、ちょっとお尋ねしたいんです。

○椎葉道路保全課長 そうですね。国道10号の直轄区間についての、そういった解析等がされているとかというところの、すみません、情報

は把握できておりませんので、国交省からその辺はしっかり情報提供させてもらいたいと思っています。

○山下委員 併せまして、あれだけの雨が降ると……。例えば川南は開拓地で平野なんです。そうすると、畑の水が全て道路に出てきまして、道路が排水になるんです。うちの社員で10分で通勤できるような人が、ちょうど夕方の5時過ぎの時間帯も、まだ雨が降ってたらしいんですけども、もう2時間も3時間もかかったというのがあったんですよ。ぐるぐる回って抜け道を使って帰ったんだけど、それぐらいやっぱり道路が……。要するに排水が、そのための排水はほぼできてないということですよね。県道にしても町道にしても。

ですから、そういうものがあつたときは、そういうものの把握を早くして、対策ができるものは対策してもらわないと。今後こういうことが日々いつあるか分からないというのが災害で、そういうような状況が、もう既にあつたわけですから。市町村も含めて、調査なりそういう検討をするような形をしていついていただきたいなと。これは要望でございます。よろしくお願いいたします。

○丸山委員 今回8月に地震があつて、渋滞が起きたということで、今回はたまたま津波が来なかったからよかったと思っているんですが、いろいろ新聞報道で見ても、本当に大津波が来るとなったら、一方通行にしても避難路をしっかりと確保するべきじゃないかというような見解もあります。しかし、規制して一方通行にするというのは実際無理なような気がするんですけども、どういうふうに規制すれば、この一方通行も可能だと考えられることができるのか……。このようなことを検討したことは

あるんでしょうか。

○阪本交通規制課長 非常に難しいとは思いますが、東京と福島など、地震が発生、津波が来るとなったときには、海岸部から高台方向へ一方的に流すような信号機を実験的に導入している県がございます。

今まさに研究中というところではないかと思われま。

○丸山委員 宮崎県は南海トラフが切迫しているとの見解を持っておりますので、宮崎県内で19か所の渋滞が起きたということであれば、もう少し真剣に考えていただいて、さらに、先ほどから出ている約3万人から4万人いる要援護者が本当に避難できるかどうか。この方々は車じゃないとなかなか避難ができない方が多いはずですが、それに対する支援のあり方も、市町村と連携しないとできないという状況です。どうやってこの方々の命を守っていくのか。具体的に一個一個なかなか簡単ではないんでしょうけれども、しっかり取り組まないと……。難しい、検討中、で終わりでは何をやっていたんですかと非難されると思いますので、もう少し進んで、もう一步踏み込んでやっていただくとありがたいかなと思っています。今後、どういうことを具体的にやっていきますというスケジュールがあるものなんでしょうか。

○阪本交通規制課長 信号機に関しては、申し訳ありません、現時点では計画はございませんが、先ほど御説明したとおり、東京都、福島県では防災型信号機ということで、そのような信号機を試験的に導入いたしておりますので、予算面を含めて、また検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○丸山委員 NHKか何かのニュースで、要援

護者の方々の住まわれるところが渋滞してしまったから、新しくしっかりと抜ける避難路を設定し、避難訓練をしたというニュースを見ることがあります。非常にスムーズに避難できたということですから、信号を通らずに避難ルートをしっかり確保していくということも、地域によっては必要だと思っています。いろいろな地域の指導をするときには、こういう道を使ったほうがいいんじゃないかというような、具体的な路線を、警察の目線で指導してもらったほうが……。交通規制から考えると、これが一番スムーズに避難できるんじゃないかというような指導等は、地域での懇談会とかでやられているものなんではないでしょうか。

○阪本交通規制課長 理解できましたけれども、今のところは特にございません。特に今回の地震で、先ほど説明したとおりですけれど、時間帯とかにもよりますし、夜の就寝時間帯、活動している時間帯、今回のような夕方の時間に発生しますと、帰宅と物を買に行く動きと、家の安全確認であったりとか、子供を迎えに行くとか、複雑な行動が絡んできて、全方向の交通量が増加するということがありますので、一概には言えないとは思いますが、非常に難しいと思いますが、何らか検討していきたいとは思っています。

以上です。

○丸山委員 地域での講演等があるときには、具体的にこういう避難経路のほうがいいんじゃないかというのを、ぜひ地域の方々と協力しながらやっていただくとありがたいかなと思っています。よろしくお願いいたします。

○川添委員 繰り返して恐縮なんですけれど、8月8日の渋滞のときは、例えば、佐土原町から木花とか青島方面に帰宅される方とか、沿岸

部の大島通線とか一ツ葉有料道路なんかを使って帰ったりとか、また沿岸部の飛江田の工業団地とか、宮崎港近くの家が心配だということで帰る人たちとか、要は津波が来る方角に向かって移動していると。

いわゆるグリッドロックの状況ということがあって、県民が大きな地震があったときにどういうふうな対応をしないといけないのか、その辺が周知されていないというところが明確になったのではないかなと思います。

大きな揺れがあったときは、その後、津波の情報はどうなのか。また、揺れが収まった後の避難はどうなのか。そういったところを確認して、これを県民にどう周知していくのか。この辺はいかがでしょうか。

○甲斐警備第二課長 ただいま御指摘のとおり、やはり周知徹底が足りなかったと考えられます。

したがって、県と連携を取っているところですが、今後はもっとより深く連携を取りながら対策を講じることが大事だと考えております。

以上です。

○川添委員 最後に、先ほどのちょっと繰り返しますけれど、避難行動要支援者の数なんですが、危機管理局のほうがいわゆる市町村の個別避難計画を把握されていないと、まだ正確な人数が出ていないと。

宮崎県としては、ちょっと作成が遅れているという報告だったんですけど、実際自治体とか自治会とかと協力しながら作成していくと思うんですが。

警察のほうでは、正確に2万8,389人ということで、作成されているというのは県の取組と警察の把握の仕方と、どういう違いがあるのかなと。繰り返して申し訳ないんですけど。

○甲斐警備第二課長 あくまでも警察署単位で、市町村から情報提供いただいた数が2万8,000幾らということでありまして、必ずしも4万は、全部いただけるといいんですけれども、今は2万8,000強というのが現状であります。

○川添委員 では、提出いただいた分が出た数字ということで、把握されていない地区もあるという認識でいいですか。

○甲斐警備第二課長 そのとおりであります。

○山内いっとく委員 今の川添委員との質疑応答ですが、この4万人とか2万8,389人、これ要支援者の名簿に載っている人の数であって、この名簿の中から一人一人避難計画を作ったものが十数%で県が把握できていないということです。だから今の質疑応答がちょっとかみ合っていないので発言させていただきました。

○黒岩委員 道路浸水時の道路規制についてなんですけれども、10月の大雨のときにあった事例なんですけど、道路にどんどん水が入ってきているのに、規制がかかっていないということで、車が次々に入ってきてまして、そこで立ち往生してしまった。それでも後から車が来るというような事例があったんですけれども、そういう道路規制のタイミングといいますか、適切だったかどうかといったものについては、その後に何か検証される機会というのはあるんでしょうか。

○椎葉道路保全課長 御指摘のとおり、規制等がかけられないままになっていたという状況は把握しております。

今後そういう冠水箇所は、1回だけじゃなくて大雨が降るとやっぱりつかるといふようなところが多いので、そういったところをしっかりと把握して、そこをどう道路利用者に周知させるか、もしくはどう規制をかけていくかということところは、今後しっかりと検討していきたいと思っ

ております。

○黒岩委員 確かに雨が降って、急激に道路に水が入ってくるという箇所の把握は、なかなか難しいと思いますので、例えば、よくつかるところについては、一つの例ですけれども、モニターを設置するであるとか、一番事情が分かっている地域の方々と協力して、地域の人から通報する、もしくは地域の方がもう土木事務所の許可を得て、自分たちでバリケードをするとか。

もう地域の方は分かっているんですよ、危ないぞというところが。ですから、今回のそういった教訓を生かしながら、新しい仕組みといいますか、そういったものを地域と一緒に一度議論していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○山内佳菜子委員 黒岩委員の質問にも関連する話なんですけど、7月のこの特別委員会の県内調査で、NHKに御意見を伺ったときに、鰐塚山の上にあるテレビの基地局に続く道路が県道であるというお話をいただきました。

あそこがすごく壊れやすいけれど、そのテレビ局やラジオの皆さんは、住民の方に大切な情報を伝えないといけないということで、本当に命がけで登ったりされているというようなお話も伺いました。

ぜひ、そういう優先的に整備をしなければいけない道路というものが、地図上では見えてこない部分もあると思いますので、そういった部分もぜひ今後御対応をお願いしたいと思います。これは要望です。

○阪本交通規制課長 1点訂正をお願いします。今村委員の御質問でありました地震後のラジオ放送ですけれども、FM宮崎のみ夕方間に合いますとの内容を放送したそうです。

そのほか、ぎりぎり放送時間があつた局については、あまりにも情報が少なかったために、その内容は話せなかったということでございます。

以上です。

○佐藤委員長 皆さん、御質問はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、これで終了したいと思います。執行部の皆さんは退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時50分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部に御出席をいただきました。

執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の配席表で代えさせていただきますと存じます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○川北商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部長、川北でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、資料2ページ目の目次でございます。

本日は、外国人の避難に関する支援についてとしまして、1、外国人住民に対する平常時の啓発、2、外国人住民に対する災害発生時の情報発信の2点を御説明させていただきます。

本県在住の外国人は、令和6年6月末時点で1万494人となっております。過去最多となっております。こうした方々が災害時に円滑に避難できますよう、県としまして、市町村、関係

機関と連携しまして、様々な取組を実施しております。

取組の詳細につきましては、この後、担当課長から説明をさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○児玉国際・経済交流課長 国際・経済交流課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の3ページでございます。

まず、外国人住民に対する平常時の啓発ということの1つ目、外国人住民向け防災セミナーの実施についてでございます。

まず、(1)の概要のとおり、県内の外国住民や外国人を支援する日本人などを対象としまして、日本における防災に関する知識や災害時の対処法などを学ぶ講座を実施しているものでございまして、(2)の令和6年度の実績にありますように、既に川南町とえびの市の2つの自治体で実施しております。その内容としましては、それぞれ危機管理部局の職員による講和があつたほか、ハザードマップを見て、自分の生活するエリアにどのような危険があるのか、あるいは避難所がどこにあるのかなどを確認したり、シェイクアウト訓練を行って実際にテーブルの下に隠れたり、非常時持ち出し袋の中身を確認したりと、実践的な内容となっております。参加者の皆さんからもとてもよい勉強になったと好評をいただいているところでございます。

次に4ページでございます。

2つ目としまして、外国人住民のための防災パンフレットの配布でございます。

(1)の概要のとおり、このパンフレットは、日本で発生する可能性のある災害や災害が発生したときの対応などについてまとめたパンフレットでございますけれども、5つの言語で作

成し配布しております。パンフレットは全16ページとなっております。

（２）の掲載内容にありますように、家庭での備蓄用品や持ち出し用品のリスト、地震、津波、風水害等が発生した場合の初動対応、避難する際の留意点などについて掲載しております。

また、（３）の配布方法につきましては、外国人住民の皆さんに届きますよう、様々なコミュニティのネットワークを通じて配布をしているところでございます。

なお、今年 8 月に発生しました地震と台風を受けまして、啓発の必要性を改めて感じたところでございまして、先月、最新の内容に改定した上で増刷し、再度、最新版を各所へ送付したところでございます。

続きまして、5 ページでございます。

2 の外国人住民に対する災害発生時の情報発信についてでございます。

まず、1 のみやざき外国人サポートセンターの相談対応時間の延長及び多言語での情報発信につきましては、本県では外国人住民向けの一元的相談窓口としまして、宮崎県国際交流協会に委託して、みやざき外国人サポートセンターを設置しておりますけれども、災害発生時には、（１）の概要にありますように、相談対応時間の延長や、外国人に対して災害に関する情報を多言語で発信しております。

また、（２）の相談対応時間の延長については、災害発生時には、平常時と比べて受付開始時間を 1 時間早めて、受付終了を 3 時間遅くするとともに、無休で対応することとしております。

（３）のホームページにおける情報発信の主な内容につきましては、記載のとおりであり、災害の状況に応じてタイムリーな情報を速やかに発信することを心がけております。

（４）のサポートセンターの災害時対応についての周知方法につきましては、災害時の対応について、できるだけ多くの方に情報が届きますよう、様々なコミュニティのネットワークを活用して周知に御協力をいただいているところでございます。

6 ページでございます。

2 の宮崎県災害時多言語支援センターの設置についてであります。

災害発生時に、（１）の概要にありますように、当課と宮崎県国際交流協会が連携しまして、宮崎県災害時多言語支援センターを設置し、外国人住民に対応する市町村等からの依頼に応じまして、翻訳や通訳の支援を行っております。

先ほど説明しましたサポートセンターにおける災害時の対応につきましては、外国人住民を直接支援する形となりますが、一方でこの災害時多言語支援センターは、右の宮崎県災害時多言語支援センターの業務イメージ図で示しておりますとおり、市町村等の翻訳・通訳支援を通じまして、間接的に外国人住民を支援する形となります。

（２）の過去の設置実績につきましては、災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定を令和 3 年 3 月に宮崎県国際交流協会と締結して以来、これまでに 3 回、災害発生を受けてセンターを設置し、記載のと通りの翻訳依頼に対応したところでございます。

最後に、3 の宮崎県防災メールの多言語化についてであります。

（１）の概要のとおり、県防災メールの自動翻訳により、防災情報や気象情報などを英語・中国語・韓国語・ベトナム語の 4 言語で配信しております。このサービスは、従来の日本語版の防災メールと同様に、危機管理課において管

理・運営されております。

（２）の配信の主な内容につきましては、記載のとおりであり、右のようなチラシを各言語で作成し、先ほど御説明した防災パンフレットと併せて配布するなど、外国人住民の皆さんへの周知に努めているところでございます。

以上が、当課で行っている外国人住民の避難に関する支援でございます。

今後も外国人住民が増えていくことが予想される一方、台風や大雨などが激甚化しており、外国人住民の防災対策は非常に重要な課題であると考えております。県としてどのような対策を行っていくべきか、今後も市町村としっかり連携を図りながら、ニーズの把握と効果的な施策を実施してまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。委員の皆様の見解、質疑がありましたら、御発言をお願いいたします。

○黒岩委員 説明ありがとうございます。

この住んでいらっしゃる外国人住民の方なんですけれども、自治会の加入というのはいかなうものなんでしょうか。

○児玉国際・経済交流課長 申し訳ありません。そこまでちょっと把握はしておりません。

○黒岩委員 恐らく、技能研修生、実習生とかそういった方々はなかなか自治会には入っていらっしゃらないと思うんですが、個別に外国人だからということでも大事でしょうけれど、通常家族で住んでいらっしゃる方とか、そういう方については、自治会に入っていて、自治会の自主防災組織の中で周知をしていくということも大事なと思いますので、そのあたり一度確認をしていただいて、そういった

対応もよろしくお願ひしたいなと思います。

○児玉国際・経済交流課長 市町村と連携をしまして、直接外国人の住民の方にいろんな情報が入り届きますように、県としてもいろんなコミュニティーを利用しまして、周知徹底していきたいと思っております。

○黒岩委員 よろしくお願ひします。

○佐藤委員長 ほかに。

○山内いっとく委員 16ページの防災パンフレットについてなんですけれど、いいものを作っているんじゃないかなと思ったんですが、日本にいられている外国人って比較的若い方が多いのかなというのを考えたときに、高齢者向けだったら実際に手に取れるものを見ながら説明しないと、やっぱり分からなかったりします。今、日本にいられている実習生とかを考えると、もう皆さんスマホを持っているとなったときに、その場で一つ一つ詳しく説明するわけではなく配布する周知方法ですので、例えば、紙一枚にQRコードを載せておいてそこを見てくださいのほうが、スマホにもデータとして残るし、かえって便利なんじゃないかなと思ったんです。こうやって11月にも増刷し、今後も増えていくことを考えれば、更新も簡単になりますし、ちょっとコスト削減にもなると思うんですが、その辺は何か検討されていますか。

○児玉国際・経済交流課長 一応、ホームページ上ではダウンロードとかはできる形にはなっているんですけども、現在のところ、QRコードをつけてできるような形にはしておりません。

御指摘のとおり、そういった観点もあるかと思いますが、また今後検討してまいりたいと考えております。

○山下委員 今、宮崎県内で外国人が増えてい

るのは、実習制度などが非常に多いのかなと思うんですけど、その場合は、雇用先があるわけです。その雇用先に防災の周知をしていただくことが大事かと思います。就業時なら職場でいろんなことをやるでしょうけれども、夜間や休みのときは、アパートや寮に住んでいるわけですが、そういった場合についても雇用者側に周知徹底をしていただけるとスムーズにいくのかなと思いますので、そのあたりの徹底もよろしくをお願いしたいと思います。

○児玉国際・経済交流課長 御指摘のとおりでございます。雇用されている方とのネットワークといたしますか、これが非常に大事だと思っております。資料にありますように、いろいろな防災セミナーの実施に当たりましても、その雇い主の理解がないとなかなか参加していただけないというのがありますので、そこは市町村とも十分連携しまして、市町村からちゃんと雇用主のところまで情報が届いて、外国人に依頼が届くように、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○山下委員 よろしくお願ひします。

○今村委員 1点だけちょっと教えてください。資料の5ページのサポートセンターの災害発生時の対応時間の延長ということですが、一応10時までとなっているんですけど、1日、2日程度は24時間というか、したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがなんでしょうか。

○児玉国際・経済交流課長 御指摘のとおりだと思っております。実は、この延長を始めたのが今年の8月の台風のときで、その際にいろいろ見直しをしまして、もちろん24時間対応が一番よろしいんですけども、なかなか急に国際交流センターの体制が整わなかったものですか

ら、まずはこの時間延長という形で対応していただいております。その後、協議をしまして、やはり24時間対応が必要だということで、来年の4月からは24時間対応でできるように、国際交流協会と話がまとまっております。

以上でございます。

○今村委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ほかにないようであります。これで終了したいと存じます。執行部の皆さんは御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時6分再開

○佐藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

教育委員会に出席いただきました。

執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の配席表で代えさせていただきます。

それでは、概要説明を教育長をお願いいたします。

○黒木教育長 おはようございます。教育委員会でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様には、日頃から教育行政に関わりまして、御指導、御支援いただいております。本当にありがとうございます。

また、本特別委員会でこのように機会をいただきました。学校の取組を御紹介させていただこうと思います。よろしくお願い申し上げます。

8月の日向灘の地震のときには、学校は夏休みでございました。部活動とか夏休み期間中の教育活動がある学校がございまして、そういう

学校では子供たちが机の下に潜り込んだり、その後にグラウンドに集まったり、学校で行っていた避難訓練がうまくいったといいますか、そのような形でいろんな確認ができたんですが、課題も残りまして、学校の外で教育活動をしていることがあったんです。部活動で試合をしているとか、学校外の活動があったもんですから、夏休み中でございましたが、子供たちの安否確認とか報告とか、若干やはり手間取ったりしましたので、マニュアルを改めて訂正したりとか、そんな改善が必要だということが分かった次第でございました。

本日は、子供たちのそういったことにつきまして、しっかり命を守ることが一番大事でございますので、そのような学校の取組について御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

座って説明をさせていただきます。

それでは、お手元の特別委員会資料の 2 ページ目の目次を御覧ください。

本日は、児童生徒の避難行動の変容に係る取組について御説明を申し上げます。

私からは以上でございますが、内容につきましては、引き続き、人権同和教育課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○川越人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。よろしくお願いいたします。

資料の 3 ページを御覧ください。

まず、初めに、本県の安全教育について御説明いたします。

本県では、学校安全の 3 領域（災害安全、生活安全、交通安全）について、包括的に安全推進に取り組んでおります。現在、国が推奨するセーフティープロモーションスクールの認証に向けた取組を推進し、その成果等を県内の学校

に広めながら、各学校の実態に即した取組を通して、目指すべき児童生徒の育成を図っております。

なお、セーフティープロモーションスクールとは、ページの下のほうに記載しておりますが、教職員、児童生徒、保護者、地域や関係機関がチーム学校として組織的かつ継続的に学校安全に取り組んでいる学校のことでございます。

本県では、令和 5 年度末現在で11校が認証されており、今年度は、日向市をモデル地域として、認証に向けた取組を行っております。

防災教育につきましては、これまで東日本大震災や熊本地震などを契機に問題意識を高めながら、その都度、研修や避難訓練などの取組を工夫するなど見直しを進めております。

これらの取組を通して、ページの中ほどにありますとおり、防災教育等で学んだり経験したことを自分自身で選択し、行動に活用できる自助、避難行動が発生した際、リーダー役を担い、協力して行動ができる共助の力を身につけた児童生徒の育成を目指しております。

4 ページを御覧ください。

次に、取組の実際について御説明いたします。

まず、（1）研修の実施についてです。

アの推進校における研修では、推進校の代表生徒及び職員が被災地等を訪問しての研修を行っております。今年度は、富島高校が石巻市震災遺構大川小学校等の視察や、災害科学科を設置しております宮城県立多賀城高等学校を訪問し、ワークショップを通じて生徒間交流等を行いました。今後は、訪問で学んだ内容を各種研修会等で報告するなど、県内へ広く啓発してまいります。

続いて、イの県立高校を対象とした研修では、全県立高校の代表生徒と担当教諭を対象に、防

災・学校安全に係る研修を実施しております。今年度は、県危機管理課と連携して、避難所運営についての体験的な活動を実施し、簡易テントの設営や避難所での妊婦、高齢者、負傷者等の疑似体験を行ったところでございます。

続いて、ウの各学校における研修では、各学校において専門家の方を招聘するなどして、実践的な研修を行っております。中には、自衛隊の方から実際に被災地で使用した機材の説明を聞いたり、屋上からけが人を搬送するデモンストレーション等を見せていただいた学校もございます。

続いて、エの指導者養成のための研修では、全ての県立学校に防災教育の中心的な役割を担う人材として、防災士資格を持つ教員1名以上の配置・育成をしております。防災士資格を持つ教員は、専門的な知識を生かして、実践的な避難訓練の実施や災害時における初期の避難所運営等で力を発揮することが期待されております。

5 ページを御覧ください。

（2）避難訓練の実施についてです。

アの関係機関と連携した避難訓練では、各学校が作成している危機管理マニュアルに基づき、避難経路の確認等を行っております。また、市町村の危機管理課等の関係機関に実際の訓練の様子を見学してもらい、講評等をいただいております。各学校は、訓練で見えてきた課題や講評でいただいたアドバイスを基に、危機管理マニュアルの改善・見直しを行っております。

続いて、イの地域と連携した避難訓練では、各学区等において、異校種合同や地域と連携した避難訓練を実施しております。中学校・高校の生徒が小学校低学年の児童のサポートを行ったり、学校外への避難を地域の方々と共同

で行うことを通して、避難経路の確認や改善等に取り組んでおります。

続いて、ウのより実践的な避難訓練では、各学校においては、避難訓練の見直しを行い、様々な事態を想定したより実践的な訓練を実施しております。

例えば、校舎の崩壊を想定し、障害物を置いたり、負傷者や逃げ遅れる生徒・職員を設定するなど、想定外の場面をつくることや災害の規模や種類によって複数の避難経路を示すことにより、臨機応変な対応力や判断力を身につけさせることを目的とした訓練などを実施しております。

6 ページを御覧ください。

これまで申し上げた取組を進めていく中で、学校ではICTの活用や大学との連携などの新たな取組も行われてきております。

（1）デジタルツールを活用した防災学習についてでございますが、五ヶ瀬中等教育学校においては、アプリを活用してハザードマップを3D化し、画像で確認する学習を行っております。また、GISという地理情報を活用し、災害発生地域の状況について考察するなどの学習も行っております。

さらに、（2）にありますように、九州大学、京都大学と連携したフィールドワークを実施しております。今年8月には、宮崎市青島地区において、日南高校と合同で、津波避難訓練アプリ「逃げトレ」等を活用した避難訓練を実施し、その後、実際に住民に聴き取りを行ったり、行政担当者と意見交換等を行っております。

最後に、今後の取組についてです。

先ほど教育長からもございましたが、8月の日向灘沖を震源とする地震の発生時は、ほとんどの学校は夏季休業中でありましたが、学校へ

登校していた児童生徒は、すぐに屋上や校庭などに避難を行い、大きな人的な被害はありませんでした。しかし、学校外で活動していた児童生徒の状況確認に時間を要した学校があるなどの課題もございました。

今回、これまでの防災に関する取組を整理するよい機会をいただいたと考えております。県教育委員会といたしましては、いつどこで発生するか分からない災害に備え、これまでの取組をさらに充実させるとともに、新たな取組などを県内各学校で共有しながら、児童生徒が災害を自分ごととして捉え、より実践に即した行動へと変容するような取組を推進してまいります。

説明は、以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終わりました。委員の皆様の意見、質疑をお願いいたします。

○重松委員 御説明ありがとうございます。6ページ目の大学等と連携したフィールドワークの「逃げトレ」という、初めて私も聞きましたが、これは無料でアプリをダウンロードできるものなのでしょうか。

○川越人権同和教育課長 こちらについては、無料で利用ができるというふうに伺っております。

○重松委員 ということは、スマホを持っている人たちは皆それを活用できるということですが、避難行動と浸水状況の時間的な変化というのはどのようなイメージでしょうか。

○川越人権同和教育課長 この「逃げトレ」アプリについて少し紹介させていただきたいと思いますが、これは津波シミュレーションを用いて避難訓練を行うということができるアプリでございます。

具体的には、自分が置かれた状況に合わせて、

訓練を行う前に開始場所でありますとか、あとは避難移動手段等の情報をまず登録しまして、避難訓練を開始します。そして、スマホ上の地図で状況を確認しながら避難訓練を行い、終了した際には、避難経路ですとか、要した時間等をアプリで確認して、それが適切であったのか、もしくは問題点はなかったのか、そういった協議等で振り返りを行うようなアプリとなっております。

○重松委員 分かりました。

○川添委員 先日、地元の木花中学校の避難訓練に同席させていただきました。講師の方を招いた防災講和と、それから学園木花台は少し高台なんですけれど、そこに津波が押し寄せるという想定で3階に避難するというもので、下の小学校から上がってくるというところを拝見させていただきました。近隣の中学校、小学校もみんな実施をしており、校長先生のリーダーシップの下で、しっかり避難訓練を行われているなと感じたところです。

また、高台にある小中学校の体育館とかが、避難所に指定されているんですが、学校の中の、例えば取り残されたり、そこに一時避難をして一夜を過ごしたりすることも過去にいろんな事例があると思うんですが、学校の災害物資の備蓄状況とか、そういったところは把握されているらっしゃるのでしょうか。

○川越人権同和教育課長 各県立学校においては、地域の避難所になっているところもございますので、その備蓄等については、各部署のほうでは確認しているというふうに思っておりますが、今手元のほうでこういうふうな状況ですということはちょっと申し上げることはできません。確認はしているというふうに承知しているところでございます。

○川添委員 あと、市町村の小学校、中学校、こういったところはどうでしょうか。これは、市町村で直接的にやっていると思うんですが。

○川越人権同和教育課長 小中学校におきましては、市町村のほうで管理をされているというふうに承知しております。

○黒木教育長 すいません、少し補足をさせていただきます。

市町村立学校は、その市町村における避難所になっておりますので、市町村部局の危機管理課との連携が非常に密に取れる、防災無線もつながっている。備蓄もお互いに共有できる状況でございます。

県立学校が実は難しくなっております、市町村から避難所に指定されていても、県立学校でございますので、防災無線がつながってなかったり、備蓄をするに当たって市町村のほうで御準備なさることができていなかったり。そういった関係があるものですから、県立学校の場合には、子供たち自身が学校に3日間はいるだろうということを想定して、3日分ぐらいの防災に係るキットがあるんですが、乾パンでありますとか、そういったものが1つのセットになっているものを、入学時に保護者の皆さんの御理解のもと購入いただいて、この子供たちの分を学校に置いております。卒業するときに、5年ぐらい消費期限があるものですから、大学とかに持っていきなさいという形で卒業式のとくに渡して持って帰らせる。そんな取組をしているところが、特に沿岸部は多くなっております。全体が必ずそうなっているというわけではございませんけれども、そのような取組が県立学校にはありますが、市町村部局との連携がなかなか難しいという課題がございます。

以上でございます。

○今村委員 ちょっと細かなところになるんですけど、避難訓練の実施のところで、登下校の途中でそういった震災等が発生した場合に関して、避難訓練など、そういった想定教育というのはされているのでしょうか。

○川越人権同和教育課長 私たち県教委といたしましても、年度当初に各学校等に必ず地域と連携した避難訓練を行ってくださいというふうな依頼をしております。そういったこともありまして、先日も宮崎市内の取組がニュース等でも出ておりましたけれども、地域と登下校の状況というのを確認しながら、多くのところで取り組まれているというふうに承知しております。

○今村委員 ありがとうございます。

あと、例えば、下校して家に帰ってから1人であるようなときを想定したものもされているのでしょうか。

○川越人権同和教育課長 そこについては、様々な工夫はされているとは思いますが、全てのところについてはちょっと私たちのほうで把握はしておりません。様々な工夫した取組がされているというふうには承知しております。

○今村委員 あと、もう一点なんです、そういった場合、保護者に対してもそういった避難訓練の指導ではないんですけど……。いろいろ情報を伝えていくというのは大事だと思うんですが、保護者に対してもそういった部分でのお話とかはあるのでしょうか。

○川越人権同和教育課長 ほとんどの学校では年度の初めにPTA総会等の折にそういったことについての保護者への周知は必ずされているというふうに思っております。

避難訓練を行う際には、当然保護者のほうにも話をさせていただいて、場合によっては迎えに来てもらい、受け渡しといったこともしてい

ただ形になりますので、先ほどの取組の中でも紹介しましたように、保護者や地域とも連携した取組については推進しているところではございます。

○今村委員 分かりました。ありがとうございます。

○重松委員 ちょっと関連しますけれど、視覚障がい者、聴覚障がい者、または重度心身障がい者等々への避難の周知といいますか、また今おっしゃったように、父兄との連携とか、そちらのほうは今どのように進めていらっしゃるのでしょうか。

○川越人権同和教育課長 こちらのほうは、特に特別支援教育課のほうを中心にしまして、各種障がいをお持ちの方ごとの避難誘導の配慮事項ですとか、そういったことについて徹底しておりまして、特に視覚障がいについては当然情報というのが限定されますので、注意事項をしっかりと共有しながら避難訓練等も行っているというふうに聞いております。

○重松委員 私も本会議で何度か説明したことがあるんですけど、「U n i — V o i c e」という音声アプリがあって、あのときは福祉保健部と危機管理課だけにお話ししたんですけど、ぜひとも視覚障がい者の学校で、この「U n i — V o i c e」等の、ハザードマップの位置情報だとかを音声で読み取るようなアプリを活用していただいたらどうかなというふうに思っておりますので、また検討していただきたいなと思います。これは要望です。

○山下委員 私からはお願いでございます。

小学生、中学生にこういうような教育をしていただけると、帰って必ず子供たちは親に話します。ですから、親はなかなかそういう訓練場所に行かなくても、子供が教えてくれるんで

す。私は孫がたくさんおるんですけども、やっぱりその子供たちがいろんな話をしてくれるんです。だから、やっぱり、学校でそういう教育をしていただけるということは、一般の方にも教育をしているような形になるので、ぜひそこあたりは、特に避難所なり避難の仕方なり教えていただけると、家族に伝わっていった非常にいいんじゃないかなと思います。よろしく願いします。

○山内佳菜子委員 8月の地震が夏休み中だったということで、長期休暇中も、全児童生徒の安否確認は学校から行うものなのかを確認させていただきます。

○川越人権同和教育課長 今回の地震の際には、全ての学校で確認をさせていただいております。具体的には、保護者に対してメールを送りまして、そして保護者のほうで確認をしていただきまして、その折、何か報告すべき状況があった場合には学校のほうに御連絡をいただくというような形で今回やっておりますが、そのやり方が本当に適切であったかどうかも含めて今検討しているところでございます。

○山内佳菜子委員 ぜひ、お願いします。

あと、学校で避難されたケースとして、私の近くの学校でも、例えば檜中学校が4階ぐらいの音楽室に避難して待機されたと伺ったんですけど、港小学校とかは、たしか屋上に避難されたと伺ったんですが。物すごく暑い日で直射日光が照りつけるという中で、屋上避難ということで一時的に垂直避難をするという点では効果的なんですけれども、そういう暑さ対策、寒さ対策とか、体育館の避難生活での暑さ対策にも関わりますけれども、そういった部分も必要かなというふうには感じたところです。これは感想です。

あと、また別件でお伺いしたいのが、県立高校が避難所になったときの市町村との連携というところが非常に難しい点であるということを経済長に先ほど御説明いただきました。生徒分についての非常食に関して学校側が確保されるという点も、今日初めて伺ったので、そこまでされているんだということを思ったのと同時に、指定避難所として、例えば宮崎市でも佐土原高校が指定避難所に指定されていたりするようなんですけれども、そうなったときに、住民の方が避難されてきたときの住民のための備蓄品はどうなっているのかなとか。あと、小中学校は市町村立なので市の職員とかも来てくれるのかなと思うんですけれども、県立高校でそういう対応になったときに市町村職員は来てくれるのかなという部分も、できれば教えていただけますか。

○黒木教育長 今御指摘のところは非常に大きな課題でございまして、今年、能登の地震があった際に、人権同和教育課のほうに――私は熊本地震があったときに熊本県の校長たちといろんな情報を交換できた関係上、必ず学校に避難して来られるよと、避難所になっていなくても来られる場合もある。そのときに、市長部局の人は二、三人は来るけれども、全体運営はできない。だから、当座は学校が運営しなければならなかった。だから、備えておいたほうがいいよという話をずっと熊本地震のときに受けたんです。その関係もあって、安全担当のほうに、できるだけことなんですけれども、発災時3日間程度は学校が避難所となるとき学校の職員の運営というものを何とかマニュアル化しようというので働きかけをさせていただきまして、まずは4月最初の校長会でフロー図を作ってもらって、こんなときにはこうする、震度どのく

らいのときになったら管理職が集合するとか、どういう人たちにどんな担当を持たせるかという打合せをするとか。そんなことをフロー図にして全県立学校に配らせていただきました。

詳細についてはまだまだこれからでございますが、それぞれの市町村とのやり取りがあるものですから、実際に発災時に、あるいは台風の待機とかで避難所になったときに来られていらっしゃる市長部局の方はやっぱり二、三人なんです。そういう方々が全部担うのは恐らく非常に厳しいかと思しますので、そういった方々あるいはその部局の皆さんと連携をしないと、何を置いとくということまでが、またその先に進まないんです。そこがやっぱり大きな課題だろうと思っておりますので、学校によってはもう既に市長部局からの毛布とかを空いている教室とかに置かせてもらっているところもあるんですけれども、対応が個別にどうしてもなるので、一律に一気には進み難いところがございます。現状はそういうところです。

○山内佳菜子委員 ぜひ、進めてください。よろしくをお願いします。

○丸山委員 3ページのセーフティープロモーションスクールのことについてなんですが、ちょうど私が議長の頃に文科省に行った際に、ぜひこれを進めてくださいということで始まって、本当に進んでいて全国3位ということなんですけれども、実際、今後の目標といいますか、どういうふうこれを広げていく方向に考えているのか。特に、今年は8月に大きな地震がありましたので、それを契機にまた増やしていこうというような気運が今あるんじゃないかなと思っているものですから。どのような方向かというのをまず教えてください。

○川越人権同和教育課長 先ほど御説明したと

おり、今年は日向市のほうで取り組んでいただいております。これは、一応3年間でやっていく形になっているんですけども、既に本県のほうは再認証といいまして、次のステップに入っている学校もございます。そういったことも含めまして、その取組というのを全学校のほうに周知したり共有したりしているところです。

今後につきましては、まずは、沿岸部についてそういった取組を今後も進めていきたいというふうに考えておりますので、ここでまだSPSに認証されていない地域については、今後それを広めていきたいと思っているところでございます。

○丸山委員 あと、このSPSを認証された学校が、8月は夏季休暇だったからどうだったかわかりませんが、認証されていてよかったというような結果が出ればもっと広めないといけないと思うし、逆に何もあまり変わらなかったとか、結局SPSを認証されても有効に機能しなかったとなると、今再認証という話もありますけれど、どんなふうになるのかなと感じてしまいます。現状とブラッシュアップの方法を含めて教えてください。

○川越人権同和教育課長 今回の8月8日につきましては、ほとんどの学校がしっかりと取り組みましたので、その差が出たというふうなところは聞いておりませんが、このSPSの学校については特に地域との協力等がスムーズにいったという話は聞いております。そういったことも詳細を分析しまして、メリットも含めて、今後も周りの学校にも共有していきたいというふうには考えているところでございます。

○丸山委員 ちなみに、これは予算というのが必要な事業なのか、どんな感じで認識すればいいのか、ちょっと教えていただきたいと思って

おります。

○川越人権同和教育課長 これについては、一応私どもとしては事業化をして進めているところでございます。文部科学省の御指導もいただきながらやっているところでございますが、認証に当たってお金が直接的に要するというところでございまして、様々な御指導をいただく際の経費につきましてはそちらのほうでお願いしているところでございます。

○丸山委員 具体的には、令和6年度では予算化されている事業費というのは幾らあって、どんなイメージで進んでいるか、分かれば教えていただくとありがたいなと思っています。

○川越人権同和教育課長 今年度の取組について、少し時間をいただきたいと思います。

○黒岩委員 私は、昨年、防災士の資格を取ったんですけども、その研修に行くと高校生が非常にたくさんいらっしやって、いいなと思ったんです。これは、特に高校生が多いんですが、その高校生の学校で何か防災士の資格を推奨していらっしゃるとか、そういうのはあるんでしょうか。

○川越人権同和教育課長 特にこの学校で推奨していますといったところについては、私どもは把握していませんが、やはりこういったSPSの取組などを行っている学校については、そういった機運は高まっております、こちらも補助とかも各市町村でも行っておりますので、積極的に受けていただいているところもあるかというふうに承知しております。

○黒岩委員 SPSの学校に限らず、高校生がどんどん取るようにというような推奨をやっていただきたいなと思いますし、市町村で補助があつたりなかったりというのもありますから、これは危機管理局の話になりますけれども、こ

の場で、そういう高校生の支援を、受講料であるとか受験料、そういったものについても県のほうでしっかり措置できないかという意見が出たということをお伝えいただきたいと思います。

それともう一点、特にこれは小中学校なんです、大雨とか台風とか、そういったときの下校の判断、これについて非常に遅いんじゃないかという声があります。もう道路冠水で道路が通れない状態のときに迎えに来てくださいと言われるという声があるんですけれども。この下校の判断、学校長の判断だと思うんですけれども、何か判断マニュアルみたいなものはあるんでしょうか。

○川越人権同和教育課長 今御指摘いただいた点につきまして、お話しがあったとおり校長の判断ということでございまして、その地域の状況でございますとか、雨の今後の降り方とかいったところも、様々なアプリ等でも見えますので、先のことまで予想しながら管理職のほうで判断しているというふうには思いますが、こういった状況になったらということについては、私どものほうで明確に示しているということでは今のところはございません。

○黒岩委員 日南市のある例でいきますと、普通は5分で車で行き来できるところを、学校に迎えに行って帰り2時間かかったという方もいて、自分自身も命の危険を感じたというようなケースもありました。

大体見ていますと、学校の給食があるものですから、どうしても給食を取った後、午後に下校になるとか、そういう傾向にあると思うんですが、そこは思い切ってもう朝の段階で判断をしていただくとか、そういった実態もちょっと見ていただいて、適切に何か判断ができないか、そういった取組もよろしくお願ひしたいと思ひ

ます。これは、要望でございます。

○黒木教育長 ありがとうございます。市町村のことまでお答えできるかちょっと分かりませんが、校長として悩んだことをちょっとお話し申し上げます。

大雨警報等の警報の扱いでございます。警報が出たらもう即時に帰すべきかどうか、非常に悩ましいところでございます。必ずしもそうならない場合もあるもんですから。ただ警報はかなり頻度が高くてしょっちゅう出るため、判断に苦慮いたしました。

今、線状降水帯が改めて広報されるようになりましたので、今年を見ていますと、線状降水帯が出ますというときには、県立学校はほとんど休校していました。ただ、事後、必ず線状降水帯が発生しているかどうか確認できていないところもあって、今後また悩むかなと。ほとんどの学校は休校になったんです。それはそれでよかったと思うんですけれども。

だから、よくあるお話ですが、どうしても空振りもあるから悩ましかろうなとは思っておりますけれども、まずは安全、安心が第一かなと私も思っております。ありがとうございます。

○黒岩委員 よろしくお願ひします。

○山内いっとく委員 黒岩委員のと幾つか重なるんですけれども、PRして、高校生の防災士を増やしていると、たしか危機管理局も説明していたような気がするんです。今後も増やしていくという方向だったんですけれども、その中で、年間登録料とか、中高生の価格を安くしたり、補助が何かできないのかという交渉をしているような話を聞きました。

その中で、学校の中で防災士を取った生徒を使って何か学校内での防災教育というか、そこに生かそうというみたいな考えがあったみたい

なんですけれど、そこら辺、防災士を取った高校生を防災リーダーみたいな感じで扱うなど、実際もう既にされているんですか。

○川越人権同和教育課長 今のような取組についても行う機運というのは当然あるかというふうに思いますが、先ほど少し防災士を取った教員という話を申し上げましたけれども、防災士を取った生徒の皆さんの御意見もいただいて、より実践的な避難訓練のところでアドバイスをもらったりするというような取組をなされているというふうには承知しております。

○山内いっとく委員 次に、学校での引渡しです。空振りはまだいいんですけれど、先ほど言われたように、同じ状況も一つとしてないんですけれど、線状降水帯が出て、午後から帰さなきゃということで帰すんですけれど、線状降水帯も動いていくので、それこそあと2～3時間待てば雨がやんでという状況もあると……。一番激しいときに迎えに来てくださいと。まだこれから激しくなるのが2時間、3時間続くからということなんですけれど。

そこは、学校として、体育館というのは避難所にもなっているので、もう過ぎ去ってから迎えに来てくださいと、すぐに迎えに来てくださいじゃなくて、そこはちゃんと待つと。それがもしかしたら5時過ぎて、勤務時間過ぎてとなってしまうかもしれないんですけれど、そこら辺は県立学校、市町村立学校、それぞれ何かそこはできないものなんですか。すぐに来てくださいみたいな感じで、みんな一斉に集まって、やっぱり2時間の渋滞で、一番激しいときに帰ってきたみたいなのもあったりするもんですから。

○川越人権同和教育課長 御指摘のような状況は今年度もあったのではないかなというふうに考えております。当然、命が一番でございます

ので、そういった状況についてはしっかりと判断をする。当然、すごく激しいときに帰すというのは危険な行為でございますので、そういった判断にならないように、また様々な機会を通じてお話のほうをしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○山内いっとく委員 最後、あと一点なんですけれど、ある高校で職員が宮崎から通ってきている方も多いというので非常食みたいなのをPTA予算で買ったときがあったんです。それをPTA総会を経て一応出しているんですけれども、やろうと言いだしたのはPTA会長、それを学校で協議して、事務長、校長で判断してなんですけど、校長先生も変わるし、PTA会長も変われば、もう二、三年でその非常食を買ったというのを把握している人がいない。だから、そのまま放ったらかしで、それこそ非常食も5年とか3年とか期限があるわけで、本当に毎年やっていこうと思ったら毎年やっていかなきゃいけないところがあるんですけれど、そのときのPTAの勢いというか、それで1年だけぱっと買って、その後期限が来ても何に使われたか把握していない、どこにあったのかも分からない、そういった状況だったんです。そこは、校長先生なりPTAもですけど、うまく引継ぎというのができていない現状があったんですが、やるんだったらちゃんとやってほしいという意見がありました。

教育委員会としても、県立高校のPTAとかでそういった非常食を買っているというのをまず把握されていたのかどうか、先生が変わっても引継ぎとかちゃんとされているのか、その辺をちょっと教えてください。

○川越人権同和教育課長 PTAのほうで購入しているというところについては、私どもとし

では承知しておりませんが、今御指摘のあった、その状況に合った備蓄でありますとか、そういったPTAの活動については、当然のことながら、管理職等と一緒に引き継いでいくものだと考えておりますので、そこについてはしっかりと話をしていけるのではないかなというふうに思っております。

○佐藤委員長 予定の時間を過ぎております。よろしいですか。

○川越人権同和教育課長 先ほどの丸山委員のほうから御質問あった件について述べさせていただきます。

今年の事業では、このSPSに関する予算として約350万円ほどお願いをしております、そちらのほうで活動させていただいているところでございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、これで終了したいと存じます。執行部の皆さんは御退席いただいて結構であります。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時46分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まずは、協議事項（１）の提言についてであります。

本日まで委員会を６回、県内調査を２回、県外調査を１回実施するなど、当委員会において調査を行ってまいりました。

今後は、これらの調査を基に年度末の報告書の取りまとめに向けて県当局に対する提言を整理していく必要があります。

これまでの当委員会の調査につきましては、配付いたしました中間報告にまとめてあります。

提言につながるような委員の皆様の御発言を記載しております。報告書に盛り込む提言や今後の取りまとめに必要な考え方等について何か御意見があればお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○黒岩委員 この前の一般質問でもちょっと取り上げたんですけれども、NIPPON防災資産というのがありまして、全国で22か所国が認定をしているというのがあります。住民の皆さんが、これを見て防災、災害対策をしっかりやらないといけないなというものを国が指定して広く周知をしていく。

例えば、雲仙岳の災害記念館であったりとか、中にはイベントそのものが指定されている資産もあるんですけれども、県内にも、川添委員がよく言われる外所地震の供養碑とかそういったものもありますし、今日も出ましたように高校生の災害の自分ごと化をしていくということもありますから、その防災資産の認定に向けた取組といたしますか、そういったものも積極的にやるべきではないかということも盛り込んでほしいと思います。

○佐藤委員長 ありがとうございます。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 では、次回の委員会ではさらに御意見を出していただきまして、報告書の内容を検討いただきたいと思います。

なお、次回の委員会ではいただいた御意見を参考にいたしまして、正副委員長のほうで報告書骨子（案）を取りまとめて提案したいと考えております。

それでは、年度末の報告書については、このように検討を進めていくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

今回の委員会までに提言の内容について御意見がある委員がいらっしゃいましたら、随時、正副委員長までお申出いただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、協議事項（２）の次回委員会についてです。

今回の委員会では、報告書に関する検討を行う予定としております。次回の委員会の内容について御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 いいですか。それでは、次回の委員会の内容につきましては正副委員長に御一任をいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

最後になりますが、協議事項（３）のその他でございます。何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、次回の委員会は、年明け1月24日金曜日午前10時からを予定しております。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時49分閉会

署 名

防災減災・県土強靱化対策特別委員会委員長 佐 藤 雅 洋

